五　法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が居宅療養管理指導である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の二十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の二十四第四項第三号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）
ロ～ヌ　（略）
六　法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が通所介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の二十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所
ロ　（略）
ハ　法第十七条の二十四第四項第三号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該居宅サービスを行う事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要
ニ～ル　（略）
七　法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が通所リハビリテーションである場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の二十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の二十四第四項第三号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）
ロ～ル　（略）
八　法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が短期入所生活介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の二十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所
ロ～ホ　（略）
へ　法第十七条の二十四第四項第三号ロの事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
ト～カ　（略）
九　法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が短期入所療養介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の二十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の二十四第四項第三号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）
ロ～ヲ　（略）
十　法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が特定施設入居者生活介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の二十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所
ロ　（略）
ハ　法第十七条の二十四第四項第三号ロの事業所の平面図及び設備の概要
ニ～ヲ　（略）
十一　法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が福祉用具貸与である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の二十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所
ロ　（略）
ハ　法第十七条の二十四第四項第三号ロの事業所の平面図及び設備の概要
ニ～ヲ　（略）
十二　法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が特定福祉用具販売である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の二十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所
ロ　（略）
ハ　法第十七条の二十四第四項第三号ロの事業所の平面図及び設備の概要
ホ～ヌ　（略）

五　法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が居宅療養管理指導である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の十四第四項第三号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）
ロ～ヌ　（略）
六　法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が通所介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所
ロ　（略）
ハ　法第十七条の十四第四項第三号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該居宅サービスを行う事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要
ニ～ル　（略）
七　法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が通所リハビリテーションである場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の十四第四項第三号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）
ロ～ル　（略）
八　法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が短期入所生活介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所
ロ～ホ　（略）
へ　法第十七条の十四第四項第三号ロの事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
ト～カ　（略）
九　法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が短期入所療養介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の十四第四項第三号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）
ロ～ヲ　（略）
十　法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が特定施設入居者生活介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所
ロ　（略）
ハ　法第十七条の十四第四項第三号ロの事業所の平面図及び設備の概要
ニ～ヲ　（略）
十一　法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が福祉用具貸与である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所
ロ　（略）
ハ　法第十七条の十四第四項第三号ロの事業所の平面図及び設備の概要
ホ～ヌ　（略）